

ばんけい

教育ほつとにゅーす  
かわら版こ み ち  
教育の小径No.92  
6月号  
2016 June

今月のことば

千載一遇

千年に一度しか出会えないような、絶好のチャンスのことをいいます。「千載」とは長い年月のことです。「ぐう」は角(かど)を意味する「隅(すみ)」ではありません。



国士舘大学教授  
北 俊夫先生

## 教員のコンプライアンス

- コンプライアンスとは法令を遵守することです。法令について基礎的な知識と具体的事案を習得することが、法令遵守につながります。
- 職務規律違反に対しては、厳しい処分を受けます。日頃から、校内でコンプライアンス意識を醸成することが大切です。

今月の記念日

日記の日(6月12日)

ユダヤ人の少女アンネ・フランクが日記を書き始めたのが、1942年(昭和17年)のこの日です。「アンネの日記の日」とも言われています。

## コンプライアンスとは何か

企業や行政機関で「コンプライアンス」が話題になっています。これは学校に勤務する教員に対しても求められていることです。そもそもコンプライアンスとはどういうことでしょうか。

一般には、「法令遵守」と言われ、法律や規則などの法令に従うことを言います。社会的な規範や倫理を守ることまで含むこともあります。モラルやマナーとは違い、ルールや規律に近い意味をもっています。コンプライアンスには本来「命令に従う」という意味があり、上司の職務命令や教育委員会などの方針に従うことも含まれます。

教員には住民の信頼を得るために、また職務の重要性から、遵守すべき原則が「地方公務員法」や「教育公務員特例法」によって、義務や行為の制限(服務)が示されています。

主なものをあげると、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地公法32条)、信用失墜行為の禁止(同法33条)、秘密を守る義務(同法34条)、職務に専念する義務(同法35条)、政治的行為の制限(同法36条、特例法18条)などがあります。

体罰の禁止については学校教育法(11条)に規定されています。

これらの条文は、大学での授業や教員採用の試験勉強で何度か目にしたことでしょうか。法令を遵守するには、これらの服務規律の趣旨や内容を実際場面に即して正しく理解することが大切です。これらの規定に違反すると、当然懲戒をはじめとする処分の対象になります。場合によっては、職を失うことがあります。教員の場合、職務の重要性からマスコミなどで大きく報道されることもあります。それだけ社会からの目が厳しいということです。

## 重視したい服務規律の確認

教員が教育委員会から処分を受けた不祥事は、飲酒運転や交通事故、体罰、セクハラやパワハラ、わいせつ行為など多岐にわたっています。USBメモリなど個人情報の紛失などもあります。これらはいずれも信用失墜行為、守秘義務などの違反に当たります。

都道府県等の教育委員会では、教員の不祥事発生の防止を目指して、さまざまな対策をとっています。例えば、服務規律を徹底する旨の通知を継続して発出しています。コンプライアンスに関するハンドブックやマニュアル、処分事例集などを発行したり、さらにコンプライアンスについて研修会を実施したりしています。

ところが、いまなお根絶していないのが現状です。原因の一つに、教員の意識改革が進んでいないことがあげられます。意識が変わらないのは、これまで当たり前のこととして行ってきたことに何の疑問や問題点をもたないためです。これまでたとえ許されてきたことでも、社会状況の変化や価値観の多様化などに伴って、より厳しい指摘を受けるようになってきました。

コンプライアンスを推進するためには、各学校で教員の服務規律について一つ一つ確認します。処分を受けた具体的事案や新聞記事などをもとに話し合います。法律の専門家を招いて話を聞くことも考えられます。不祥事防止に関する研修会を繰り返し継続して実施します。校内に担当者を設ける方法もあります。

そして何よりも大切なことは、職場全体にコンプライアンス意識を醸成することです。どのようなことでも気軽に相談し合える雰囲気づくりが欠かせません。また、地域に開かれた教育活動を心がけ、学校外の人たちと交流する機会を設けることも大切です。社会の常識を知ることにもなるからです。



**早寝 早起き 朝ごはん**

平成17年に制定された食育基本法が契機になって、「食育」に対する関心が高まってきました。そのシンボリックなスローガンに「早寝 早起き 朝ごはん」があります。これは健康に生きるための生活習慣の基本を端的に言い表したものです。

高学年になってくると、夜更かしをする子どもが多くなると聞きます。遅く寝ると、翌日早く起きることはできません。登校時間の間に起きてくることもあります。その結果、朝ごはんを食べなかったり、しっかり食べることができなったりします。「遅寝 遅起き 朝食なし」といった負の連鎖になってしまいます。

こうした状態で学校に行っても、勉強や運動に身が入らないことは目にえています。脳や体に栄養やエネルギーが行きわたっていないからです。

学校では、保護者の協力を得て、朝食の摂取状況について調査することがあります。すると、朝ごはんを食べてこなかったり、食べられなかったりする子どもがいます。子どもにバランスのある朝食をしっかりと食べさせることは、保護者の最低限の仕事です。

小学生は保護者の協力もあり、このスローガンが大分徹底してきたようです。ところが、中学生になると、部活動や受験勉強がはじまり、せっかく確立した生活習慣が乱れてしまうと聞きます。「早寝 早起き 朝ごはん」は中学生になっても引き続き徹底したいスローガンだと言えます。



**ストレスチェック制度**

労働安全衛生法が昨年6月に改正され、同年12月から施行されました。本法律の第66条には「事業者は、労働者に対し、(中略)医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない」と新たに規定されました。「検査」とはストレスチェックのことです。

ストレスチェックの実施は、「常時50名以上」の事業所に義務づけています。学校も例外ではありません。教職員が50名以上の学校は対象になります。実施義務を負うのは教育委員会です。教

職員自身に受検義務を課してはいません。50名未満の場合には当面「努力義務」となっています。

これは働く人のメンタルヘルス不調を未然に防止することや、労働者自身が早期にストレスに気づくこと、そして、健康的で快適な職場環境に改善することを目指しているものです。

教職員は、「仕事のストレス要因」「心身のストレス反応」「周囲のサポート」の3領域からなるストレスチェックの質問票に回答します。ストレスの度合いは数値化されます。その結果を検査を実施した医師などが評価し、直接本人に知らせます。結果によっては、医師の面接指導を受けることもあります。個人情報扱った医師などには当然守秘義務が課せられます。

**コラム ものの見方・考え方とは何か(20)**

**KJ法による情報処理**

川喜田二郎氏が『発想法』(中公新書)でKJ法という情報処理の方法を提唱したのは、昭和42年(1967年)のことです。「KJ」は提唱者のイニシャルです。当時、この方法は授業でも盛んに取り入れられました。例えば資料活用で、次のような手順で進められました。

まず、1枚の資料から発見したことをアットランダムに書き出します。その際、1枚のカード(付箋)に一つの事実を書くことを約束します。複数の要素や内容を書くと、あとで処理するときに困るからです。できるだけたくさんのカードを書くように勧めます。

次に、カードを大きな紙の上にバラバラに置きます。そして、似ているカード、関係のあるカードを移動して

集めます。これは分類・整理するという作業です。いくつかのグループに整理されます。いずれにも属しないカードは一か所に集めます。

さらに、グループごとに丸で囲み、グループごとに小見出しを考えます。どこにも所属しない「その他」のカードが多くなったときには、さらに仲間分けができないかを検討します。

最後に、資料を読み取って、何が言えるか、全体の見出しを考えます。これは書籍の書名のようなものです。

こうした手続きで個々の具体的な事実を処理すると、全体像が見えてきます。KJ法はものを見たり考えたりするときの有効な手だてだと言えます。

KJ法を日頃の仕事のなかで、また授業観察など研修の場で取り入れることにより、仕事や授業に対してまた違った見方や考え方が生まれてきます。

**INFORMATION**

**北俊夫先生の著書**

定価: 各950円+税

最新刊

だれでもできる **社会科 学習問題 づくりの マネジメント**



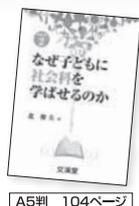
A5判 104ページ

こんなときどうする! **学級担任の 危機対応 マニュアル**



A5判 96ページ

なぜ子どもに **社会科を 学ばせるのか**



A5判 104ページ

言語活動は **授業をどう変えるか** —考え方と実践のヒント—



A5判 112ページ

**編集後記**

文科省の調査によると、教員の病休休職者数に占める精神疾患の割合はここ数年6割を超え続け、「高水準にあり深刻な状況」とのことです。ストレスチェック制度が正しく機能し、先生方のメンタルヘルス不調の解消に資することを願います。

(F記)



企画・編集: ぶんけい教育研究所  
発行: 株式会社文溪堂  
発行日: 2016年6月1日